

再合意に関する相談のご報告

2018年6月19日、確認書上のコーディネーターである池原毅和氏・一木玲子氏に乙集団による確認書違反行為への対処と名称問題をめぐる再合意について相談をしました。相談結果を、ここにご報告します。

1. 再合意に向けた話し合いについて

・選任された3名の運営委員が締結した合意書の履行を運営委員会は真摯に進めてまいりました。とりわけ、名称変更案件に関しては古参の会員の助言もあり、臨時総会で審議をする民主的なプロセスを模索しました。この間の経過を説明申し上げたうえで審議しましたが、会員からの猛反対の意見が多数寄せられ、名称変更そのものが審議の結果、否決されました。名称変更案も用意するなどして、現実的最大の善処を試みましたが、会としての総意を我々は重く受け止めることとしました。名称変更をすること自体が否決される可能性は、あらかじめ十分に想定していませんでした。しかし、実際には確認書締結をした3名の運営委員に解決意志があったとしても生じる問題でした。例えば、仮に運営委員会が名称変更を強行したとしても、臨時総会にて会員から名称変更取り消しの動議が出されて可決される可能性があります。また、会員の過半数が名称変更の取り消しのための総会開催の要請が出され、総会で可決される可能性もあります。こうしたことから運営委員会は、合意書の履行をすすめることと会員の信任に応えることでジレンマに陥っています。甲集団の名称変更は、確認書締結をした3名の運営委員の努力だけでは解決が難しい状況にあるため、話し合いが必要であることをうたえました。

・そこで、再合意に向けた話し合いを提案しました。その結果、再合意に向けた話し合いの調整をおこなうことで合意しました。乙集団が応じた段階で話し合いが実現することになります。

2. 乙集団による確認書違反行為について

・確認書を締結した趣旨は、双方にとって活動しやすいようにすることであったはずが、乙集団による虚偽の風説の流布によって問い合わせが殺到し、活動に大きな支障をきたしたことを確認しました。

・分岐、分離、分裂、解散を合意した事実がないことを確認しました。あくまで別々に活動をするのみを確認したことが再確認されました。

・この事実確認に基づいて訂正広告を作成することが確認されました。近々、乙集団が風説を流布した媒体に広告掲載を求めていくこととなります。

・一部には、甲集団を約束違反などと非難し乙集団の確認書違反を軽く見る向

きがあったため、乙集団が故意に確認書を反故にして違反したことと、甲集団の確認書に基づき努力したが結果として確認書通りの結果が出せなくなったこととは、全く質的には違うという点を確認しました。

・また、2018年3月30日の話し合いは、少なくとも4年以上にわたり幾度もなく話し合いの提案を拒否され続けながらも実現しました。山本眞理氏が名簿と財産を実行支配した状態、かつ、いつでも山本氏が話し合いを拒否できるという圧倒的な非対称状態の下で行われました。このことは、確認書を評価する上で無視できない事実であると訴えました。

最後になりますが、池原毅和氏・一木玲子氏におかれましては、この間話し合いの方法論をはじめ事前相談や当日の進行、記録も含めて多大な助力をいただきました。改めてこの場でも感謝申し上げます。